

# 仕様書

## 1. 委託業務名

「京都市の新しい観光マナー」を紹介するデザイン制作および広報プロモーションに関する業務

## 2. 業務目的

京都を訪れる日本人観光客が、京都市内で、感染症拡大につながる行動をとるリスクを最小化していくことを目指す。また、上記取組をもとに、京都の観光事業者が真摯に感染症対策に取り組んでいることを市民にも感じてもらい、市民と観光の調和にもつなげることを目指す。

## 3. 業務期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

## 4. 業務概要

### 4-1 新しい観光マナーを伝えるクリエイティブの作成

・当協会が策定する新しいマナーについて、下記の通りクリエイティブを制作する

- (1) 各項目を伝えるための言葉（コピー）を制作する。
- (2) 各項目を伝えるためのグラフィック（イラスト、写真等表現方法は問わない）を制作する。
- (3) 必要に応じて、上記内容をまとめて伝えるためのキービジュアルやキーコピーあるいは全体のトーン&マナーなどを制作する

### 4-2 新しい観光マナーを伝えるプロモーション計画の策定および実行

・4-1で制作したクリエイティブを利用したプロモーション計画を策定、実施する。

・プロモーションは主に以下の2ターゲットに到達することを目指す。

- (1) 京都を訪れる前（京都観光を計画している）の日本人観光客（タビマエ）

目的：京都を訪れる前に、京都観光の際に気を付けるべき項目について意識していただく。

- (2) 京都を観光中の日本人観光客（タビナカ）

目的：京都観光の際に、自ら、あるいは市民や観光事業者の感染リスクを高めてしまうような行動をとらないように注意喚起を行う。

・策定した計画に沿い、媒体の確保、広報物の制作、掲出管理等、周知において必要と思われる一連の業務を実施する。

\*使用する媒体も含めて、企画、提案ください。

\*交通広告（京都市バス、京都市営地下鉄等を想定）および京都観光 Navi

(<https://ja.kyoto.travel/>) の利活用を必ず提案に含めてください。

## 5. 業務実施体制

本事業を行なうため、業務を円滑に遂行できる事業推進体制を整備すること。

## 6. 実績報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、事業実施に係る取組の経過や成果等を実績報告書等として2部作成し、事業完了後2週間以内に提出すること。
- (2) 委託者は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、又は受託者の事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

## 7. その他

### (1) 企業情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

### (2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、当協会の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。なお、損害賠償は委託契約書委託料の対価の総額を上限とする。

### (3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として当協会に帰属させるものとする。

### (4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、当協会と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、当協会の指示するところによるものとする。

### (5) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき当協会が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。当協会は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

以上